



World Interiors Week 2017 in JAPAN

World Interiors Week 2017 in JAPAN 「参加型自主イベント」事業規定

1. 申請

- ① World Interiors Week2017 in JAPAN の開催主旨に賛同され、暮らしとインテリアデザインの役割と効果に対して啓発・促進に寄与するものに限ります。事前にイベント事業内容を事務局へご申請ください。
- ② イベント事業内容は、明確かつ実行可能なものであるとします。
- ③ イベントは任意の日時・場所で開催ができます。但し2017年5月25日(木)-5月31日(水)の会期中内とします。
- ④ 本事業の構成やイメージを損なう内容や社会に混乱を与える恐れのあると考えられる場合は、お申込み申請をお断りすることがあります。予めご了承ください。
- ⑤ 申請事業の主催者は、事業責任と費用負担を行うものとします。
- ⑥ 申請事業の主催者は、終了後の事業報告書用および公式WEBサイト掲載用として、写真と簡単な報告文(150文字程度)を事務局に提出するものとします。

2. 申請方法

- ① 申請書の提出申請フォームに必要事項をご記入の上、事務局にFAX、E-mailまたは公式WEBサイトからお申し込みください。
- ② 審査事務局で内容を審査の上、登録を決定します。審査基準は、World Interiors Week 2017 in JAPANの開催趣旨に添うイベント企画であるかなどです。

3. 契約

- ① 事務局の申込書受理をもって、契約が締結されたものとします。
- ② 申請を受理した場合には、事務局より申請受理書と登録費の請求書をお送りしますので、指定の期日までにお振り込みください。
- ③ 登録費は下記を参照ください。開催場所1カ所当たりの登録費です。振込手数料は、申請主催者の負担となります。

登録費 4,000 円	1) 全国的な組織・団体(町、市、都道府県)・地方自治体 2) 建築家・デザイナー・クリエイター・専門家 3) デザイン・教育機関・大学・専門学校 4) 一般市民・デザイン愛好家
登録費 10,000 円	1) 企業・販売店

4. 登録

- ① 上記の登録費お振り込み確認後に、正式登録となります。

5. 登録取り直し

- ① 登録の取り直し・解約は、事務局が了承しない限り認められません。
- ② 事務局が登録の取り直し・解約を了承する場合には、申請者は、期日区分によるキャンセル料を支払わなければなりません。
(なお、この場合の期日は、事務局が申請者から書面による通知を受領した日とします。)
期日区分 1) 2017年3月31日以降 参加料の50% 2) 2017年4月30日以降 参加料の100%

6. 特別公認の申請について

- ① 下記1)-7)の全規定に該当する企画であれば申請することができます。審査の上、結果をお知らせします。詳細は、WIW事務局までお問い合わせください。
 - 1) WIW2017の開催趣旨に則する内容および社会貢献に高く寄与すると認められるもの
 - 2) WIW2017の会期中に開催する(会期延長は事前申請)
 - 3) イベントは、営利目的ではないこと(非営利)
 - 4) 自治体などの共催または協力がある
 - 5) マスメディアの共催または協力がある
 - 6) 公共会場での開催
 - 7) 会期中、500名以上の参加者または来場者数が見込める

7. その他

- ① 正式契約後に公式ロゴマークをE-mailにて送信、公式ポスターは郵送します。
- ② 申請事業の主催者は、名称「World Interiors Week 2017 in JAPAN」と公式ロゴマークを(ポスター、パンフレット、ウェブサイト、サイン、ボード、バナー、出版物など)広報物に使用できます。2017年テーマ「Interior Design for Generations」の明記もしてください。
- ③ 公式ロゴマークおよび公式ポスターの使用期間は、正式契約日から、会期終了日2017年5月31日(水)までとします。会期終了後以降の無断転載を禁じます。